

# バーゼル銀行監督委員会と証券監督者国際機構・専門委員会による「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言」の公表

1999年10月5日

(掲載に当たって)

バーゼル銀行監督委員会では、10月5日、証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会と共同で「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言（原題：Recommendations for Public Disclosure of Trading and Derivatives Activities of Banks and Securities Firms）」（最終版）を公表した。バーゼル銀行監督委員会が公表した本件に関するプレス向け解説ノート（note to editors）の仮訳は、以下の通りである。

## 解説ノート

バーゼル銀行監督委員会と証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会は、本日、トレーディングおよびデリバティブの分野でのパブリック・ディスクロージャーに関する、銀行と証券会社への指針の改訂版を公表した。本文書においては、どのようなカテゴリーの情報を公開すれば、市場や取引相手が金融機関のトレーディングおよびデリバティブ取引の健全なリスク評価を行うための大きな助けとなるかが示されている。

今回の提言は、両委員会が継続的に行ってきました努力の一環を成すものであり、銀行と証券会社が、市場参加者および一般に対し、自らのト

レーディングおよびデリバティブ取引に関して意味のある情報を提供するよう促すことを狙っている。両委員会は、金融機関によるディスクロージャーの改善は、業務を効率的に、かつ定められた事業目的に沿って管理する金融機関が報いられるような市場ベースのインセンティブを創り出すことにより、安全かつ健全で、有効に監督される金融システムを育成するための監督当局の努力を補強する可能性が強いと考える。

本日公表されたペーパーは、世界各国の金融アナリストや実務家から寄せられたコメントに負うところが大きい。寄せられたコメントは、一般に、ディスクロージャーの強化という原則

に好意的であった。両委員会は、金融実務家から寄せられたコメントのうち、特に次の2点を、十分に認識すると同時に支持するものである。第1に、ディスクロージャーの価値は、重要性の原則の観点からみて、そのディスクロージャーが適切な水準に達しているか否かにより決まることがある。第2に、開示可能な情報の量に制限を加える有力な要因として、法律および私的財産権に関する配慮があることである。

本ペーパーは、米国通貨監督庁のSusan Krause氏が議長を務める、バーゼル委員会の透明性小委員会、および、英国金融サービス機構のPaul Wright氏が議長を務める、IOSCOの「金融仲介者の規制に関するワーキング・パーティ」が共同で作成したものである。

#### バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会は、1975年にG10諸国の中銀総裁会議により設立された銀行監督当局の委員会である。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、イス、英國および米国の銀行監督当局ならびに中央銀行の上席代表により構成される。現在の議長は、ニューヨーク連邦準備銀行のWilliam J. McDonough総裁兼CEOである。委員会は通常、常設事務局が設けられているバーゼルの国際決済銀行において開催される。

バーゼル委員会の透明性小委員会は、バーゼル委員会がパブリック・ディスクロージャーおよび監督当局への報告に関する諸問題を検討す

るに当たって主たる責任を有する。同小委員会の議長は、米国通貨監督庁の国際関係担当副長官であるSusan Krause氏が務めている。透明性小委員会の作成したレポートには、「銀行の透明性の向上について」(1998年9月、プレス・ステートメントについては『日本銀行調査月報』1998年10月号参照)<sup>(注1)</sup> および「信用リスクのディスクロージャーに関するベスト・プラクティス」(市中協議ペーパー、1999年7月)<sup>(注1)</sup> が含まれる。

#### IOSCO専門委員会

IOSCO専門委員会は、先進国における証券会社の監督当局の委員会である。同委員会は、オーストラリア、フランス、ドイツ、香港、イタリア、日本、メキシコ、オランダ、オンタリオ州、ケベック州、スペイン、スウェーデン、スイス、英國および米国の証券監督当局の上席代表により構成される。現在の議長は、フランス証券取引委員会のMichel Prada氏である。

IOSCOの「金融仲介機関の規制に関するワーキング・パーティ (The Working Party on the Regulation of Financial Intermediaries)」の議長は、英國金融サービス機構のPaul Wright氏が務めている。本グループは近年、リスク管理の分野を中心として多様な作業を行ってきた。本グループは、IOSCO専門委員会の後援の下、バーゼル委員会との調整と協議について第一義務的責任を担っている。本グループは、IOSCO専門委員会のメンバー機関を代表する証券監督者により構成される。

(注1) プレスステートメントおよび全文（一部はエグゼクティブサマリーのみ）の仮訳は、日本銀行インターネット・ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載されている。

### これまでに行われた作業

バーゼル委員会およびIOSCO専門委員会は、G10諸国の銀行と証券会社におけるディスクロージャーの実務について調査を行ってきた。最も新しい調査は、1998年11月に公表された「銀行、証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引に関するディスクロージャー：1997年のディスクロージャー状況の調査結果」（プレス・リリースについては『日本銀行調査月報』1998年12月号参照）<sup>(注1)</sup>である。本調査報告においては、トレーディングおよびデリバティブ取引のディスクロージャーが、量、詳細度、および明確性において近年大幅に改善していることが示された。しかしながら、両委員会は、リスク管理のあり方や金融市場の変化のペースについていくため、パブリック・ディスクロージャーは継続的に向上していかなければならないと考える。更に両委員会は、トレーディングおよびデリバティブ取引について監督当局が収集すべき情報に係る指針を公表した（「銀行、証券会社のデリバティブおよびトレーディングに関し監督上必要とする情報を収集する際の枠組

み」、1998年9月、プレス・ステートメントについては『日本銀行調査月報』1998年9月号参照）<sup>(注1)</sup>。

本日公表されたペーパーに述べられている提言は、1995年に、両委員会が、銀行および証券会社によるトレーディングおよびデリバティブ取引のディスクロージャーに関する最初の調査報告の際に公表した提言に代わるものである。前回の提言以降、金融機関によるデリバティブの利用の拡大、リスク管理技術の利用と内容の変化、ディスクロージャーの基準や実務の継続的な変化など様々な変化が生じた結果、指針の更新は必須となった。

### 本レポートの全文をどこで入手できるか？

「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言」のテキストは、公表日以降、BISウェブサイト（<http://www.bis.org/>）およびIOSCOウェブサイト（<http://www.iosco.org/>）から入手することができる<sup>(注2)</sup>。

（注2）全文の仮訳は日本銀行のインターネット・ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載されている。